

西宮市立上ヶ原小学校PTA会則

第1章 名称・目的・事業・責務

第1条（名称）

本会は西宮市立上ヶ原小学校PTAと称し、事業所を同校内に置く。

第2条（目的）

本会は学校と家庭と社会の緊密な連携と協力により、児童の育成と幸福をはかり、教育の健全な発展を助成することを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- （1）学校教育の充実に関すること。
- （2）児童の愛護補導に関すること。
- （3）会員相互の教育親睦に関すること。
- （4）その他この会の目的を達成するに必要な事業。

第4条（本会の責務）

本会は、学校・家庭・社会の協力により児童の育成と幸福をはかることを目的とする団体であってこれを理由として種々の利益を享受していること、任意加入団体であるとともに会員の協力を得て活動していること、最終的な決定権限が会員の多数決に基づくものであることを自覚し、以下の点を遵守しなければならない。

- （1）児童を対象とする活動については、活動のための金銭的支出その他会員の負担の有無を問わず、会員・非会員その他児童の保護者の立場の差により児童の対応に異なる差も設けないこと。
- （2）非会員に対し、入会を強制せず、入会しないことを非難しないこと。
- （3）営利的、宗教的、政治的な活動をしないこと。
- （4）会員に対し、法令、本会則、その他本会の規約（本会則第7条4号により総会で定められる取り決めを言う）および細則（本会則第11条2項に規定される総務会で定められる取り決めをいう）に定められていない義務を強制し、あるいは不当な圧力を用いないこと。
- （5）会員に不当・過大な負担が生じていないか注意すること。
- （6）前例、役員・委員その他一部会員の意見、本会外部者の意見などを重視するあまり、会員の多数意見から離れた運営とならないよう、会員の多数意見をくみ取るように努めること。

第2章 組織・機関等

第5条（会員）

- 1 本会会員となる資格を有する者は、以下の通りとする。
 - （1）上ヶ原小学校（以下、「本校」という）に在籍する児童の保護者
 - （2）本校教職員
- 2 前項に定める会員資格を有する者は、本会に対し入会希望意思を示すことにより、本会会員となる。入会希望意思の確認方法については、総務会決議により定める。
- 3 会員は、いつでも、本会に対し退会希望意思を示すことにより、本会を退会することができる。退会希望意思の確認方法については、総務会決議により定める。

第6条（機関）

本会に次の機関を置く。

- （1）総会（2）総務会（3）部（4）委員会（5）役員（6）会計監査（7）顧問

第7条（総会）

総会はこの会の最高議決機関であって、法令に反しない限り、この会の全ての事柄について議決することができるが、原則として次の事項を議決する。

- （1）予算決算の承認に関する事。
- （2）役員および会計監査の承認。
- （3）この会の事業に関する事。
- （4）本会則その他この会の規約に関する事。
- （5）その他この会の目的達成に必要な事項。

第8条（総会の招集）

- 1 役員は、年度初めに定時総会を招集する。
- 2 役員は、総務会の承認決議を得て、臨時総会を招集することができる。
- 3 役員は、第11条3項2号ないし3号記載の者の過半数の要求があった場合、または会員の4分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。

第9条（総会の決議）

- 1 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を要する。ただし委任状をもって出席にかえることができる。
- 2 役員が、全会員に対し、総会の目的・内容を示して提案を行なった場合、当該提案につき、全会員の3分の1以上の会員が書面またはメール・ウェブサイト等のインターネットを利用した方法により同意または不同意の意思表示を行ない、かつ、その過半数が同意の意思表示であったときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなし、総会の開催を省略することができる。但し、この場合会員は、総務会決議で定める方法により、役員に対し、当該提案に関する質問をすることができる。

第10条（総会の進行等）

- 1 総会の進行は議長が行ない、議長は、役員または役員が指名する者が務める。
- 2 役員は、議事録を作成し、総会終了後5年間保管する。

第11条（総務会）

- 1 総務会は、会務の全般の企画・立案・審議にあたるものとする。
- 2 総務会は、総務会決議により、法令、本会の会則その他総会で定められた規約に反しない範囲で、総務会・役員・会計監査・部・委員会の運営に関する事柄を決議し、またはこれらに関する細則を制定・改廃することができる。ただし、会計監査の運営に関する事柄の決議または細則の制定・改廃を行なう際は、会計監査の同意を得なければならない。
- 3 総務会は、以下の者により組織する。なお、部の担当者については、各部において任意に定めることができ、毎回同一人物であることを要しない。
 - （1）役員
 - （2）顧問
 - （3）部の担当者（1名）
- 4 以下の者は、総務会に出席することができる。なお、以下の担当者については、各委員会・公認サークルにおいて任意に定めることができ、毎回同一人物であることを要しない。
 - （1）委員会の担当者（1名）

- (2) 公認サークルの担当者(1名)
- 5 総務会は役員が招集し、役員が総務会議長を務める。
 - 6 総務会決議は、出席者(第4項に定める者が出席した場合、これらの者も含む)の3分の2以上の同意をもって行う。
 - 7 緊急を要する場合、電話、書面、メール・SNS等の電磁的方法を用いて全ての役員・顧問・部の担当者に連絡し、その3分の2以上の同意を得ることにより、前項の決議に代えることができる。
 - 8 総務会は、総務会決議に基づき、第3項及び第4項に定める者以外の者の出席・意見陳述を許可することができる。
 - 9 会員は、誰でも、総務会を見学することができる。ただし、プライバシー上の問題がある場合など、必要がある場合は、総務会決議に基づき、秘密会とすることができる。
 - 10 役員は、議事録を作成し、総務会終了後5年間保存する。

第12条(部)

- 1 本会に次の部を置き、各部の任務は次のとおりとする。
 - (1) 学年部 学年学級PTAの運営にあたり、会員相互の連帯と協力に関すること。
 - (2) 教養人権部 会員の教養の向上、および人権教育の推進に関すること。
 - (3) PTCA推進部 PTCA活動(地域社会生活と協力して行う活動)推進に関すること。
- 2 各部は、総会で承認された事業を行なうほか、総務会の承認決議を得て、前項記載の各部の任務の範囲内で事業を企画・推進・中止することができる。ただし、部の運営にあたっては、委員の意見のみならず、担当する事業に係る会員の意見も可能な範囲で確認・尊重するよう努めるものとする。
- 3 各部には、第19条により定める方法により選出される委員を配置する。部の委員は、他部の委員を兼ねることができる。
- 4 配置される委員がない部は、当年度の活動を行なわない。ただし、当年度途中で当該部の委員立候補者が現れた場合、当年度途中から活動を開始することができる。
- 5 各部は、第11条7項に定める総務会の緊急決議のための担当者を置かねばならない。また各部は、部長その他の担当者を置くことができ、その選出方法は、各部において定めることができる。
- 6 本校教職員より各部の担当者を1名選出するものとする。

第13条(委員会)

- 1 本会は、総務会決議に基づき、委員会を設置・廃止することができる。ただし、委員会の運営にあたっては、委員の意見のみならず、担当する事業に係る会員の意見も可能な範囲で確認・尊重するよう努めるものとする。
- 2 委員会の活動内容、委員数、委員の選出方法は、総務会決議により定める。
- 3 各委員会には、委員長その他の担当者を置くことができ、その選出方法は各委員会において定めることができる。

第14条(当番表・登校班編成サポーター)

- 1 本会は、登校班編成・見守り活動の担当者編成を行うため、登校班地区ごとに、当番表・登校班編成サポーター(以下、「サポーター」という)を選出する。
- 2 サポーターは、以下の作業を行う。
 - (1) 集団登校の登校班編成
 - (2) 見守り活動の担当者当番表作成
- 3 会員・関係者は、サポーターに対し、前項以外の作業を依頼しないよう努める。

第15条（公認サークル）

- 1 本会は、総務会決議により、本会の目的に沿う活動を行なう団体を公認サークルとして承認することができる。
- 2 本会は、総務会決議により、公認サークルに対し、各種補助を行なうことができる。
- 3 公認サークルは、代表者その他の担当者を置くことができ、その選出方法は各公認サークルにおいて定める。
- 4 公認サークルは、いつでも、活動中止することができる。
- 5 第1項に定める公認サークルの承認を求める方法、その他サークル活動に関して必要な事項は、別に細則で定める。

第16条（役員）

- 1 本会は、役員4名以上を置く。なお、役員の内2名は、会計担当役員とする。
- 2 役員は、各自、本会を代表し会務を統括する。
なお、会計担当役員は本会の収支一切をつかさどる。
- 3 役員は、会計監査・顧問を兼ねることはできない。

第17条（会計監査）

- 1 本会は、本会の会計事務の監査のため、会計監査2名を置く。
- 2 会計監査は、会計事務に不正・不当な点がないか、その他会計の妥当性を調査する。
- 3 会計監査は、役員・顧問・委員を兼ねることはできない。

第18条（顧問）

- 1 本会は、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、必要に応じ役員との諮問に応じる。

第19条（役員等の選出方法）

役員、会計監査、顧問、委員及び当番表・登校班編成サポーターの選出は次の方法によるほか、詳細は役員等選出細則により定める。

- (1) 役員 各部から選考委員を若干名選出し、選考委員により次年度役員候補者を選出する。
- (2) 会計監査 原則として、前年度会計担当役員2名を会計監査とし、前年度会計担当役員の会計監査就任が困難な場合には、他の前年度役員または役員を選考に準じる方法で選出された者を、次年度会計監査候補者とする。
- (3) 顧問 原則として校長及び教頭を顧問とするほか、役員が委嘱することができる。
- (4) 委員 会員中から立候補者及び委員選出抽選対象となることを了承する者を募る。なお、年度途中の立候補も可能とする。
- (5) 当番表・登校班編成サポーター
・登校班地区において、立候補者及びサポーターとなることを了承する者を募る。

第20条（役員等の任期）

- 1 役員および会計監査の任期は、役員または会計監査に選出された定時総会から次の定時総会において次年度役員または会計監査が選出される時までとする。
- 2 役員は、新年度役員が選出されるまで職務をとる。
- 3 役員、会計監査に欠員が生じた場合は、役員、会計監査の判断により、新たに役員、会計監査を選出することができる。この場合、第19条1号の規定にかかわらず総務会においてこれを審議して選出するものとし、選出された役員または会計監査の任期の終期

は、前任者と同じとする。

4 委員の任期は、原則として、定時総会から次の定時総会までとする。

第3章 会計

第21条（予算）

- 1 役員は、予算を編成し、定時総会の承認決議を得なければならない。
- 2 役員は、臨時総会の承認決議を得て、予算の補正を行なうことができる。
- 3 役員は、収入・支出予算の編成するにあたって、合理的に予測される収支を勘案し、財務の健全性の確保に努めなければならない。

第22条（収入）

- 1 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 2 会員は、本会对し、会費として年額1,500円を支払う。
- 3 会員が年度途中で当会会員の地位を喪失した場合及び、非会員が年度途中で当会会員の地位を取得することとなる場合の会費の負担については、別途細則で定める。

第23条（支出）

- 1 役員・委員は、本会が各会員の会費に基づいて運営されていることを自覚し、本会の目的に沿うよう、予算の有効利用に努めなければならない。
- 2 許される支出科目については、総務会決議で定める。
- 3 役員・委員は、1回の支出（支出対象1点あたりの支出ではなく、実質的に1回の支出とみることができるものをいう）が、別に細則で定める金額を超える場合には、総務会の承認決議を得なければならない。

第24条（備品）

- 1 役員・委員は、別に細則で定める金額を超える備品の得喪について、備品台帳に記録しなければならない。
- 2 役員・委員は、備品台帳に登録された備品を処分するときは、総務会の承認を得なければならない。

第25条（会計資料）

- 1 本会は、会計資料を作成し、作成後5年間保管しなければならない。
- 2 役員は、総務会の承認を得て、収入台帳・支出台帳・決算書・予算書等の会計資料の様式を定めることができる。
- 3 会員は、誰でも、本会对し会計資料の閲覧を請求することができる。
- 4 本会は、前項の請求を受けた時は、閲覧の時期・方法を指定することができる。

第26条（決算）

- 1 役員は、年度末に歳入・歳出の決算書を作成し、会計監査の監査を経た上、定時総会の承認を受ける。
- 2 本会は、決算書を全会員に配布する。

第27条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第28条（その他）

その他会計の詳細については、別途細則で定めるものとする。

附則（令和2年2月5日改正）

本会則は、令和2年2月5日より施行する。

附 則（令和2年6月12日改正）

本会則は、令和2年6月12日より施行する。

附 則（令和3年10月29日改正）

本会則は、令和3年10月29日より施行する。

附 則（令和5年4月28日改正）

本会則は、令和5年4月28日より施行する。

<S32.9 制定・H1.4 改正・H2.4 改正・H4.4 改正・H5.4 改正・H8.4 改正・H9.4 改正・H11.4 改正・H12.4 改正・H13.4 改正・H16.4 改正・H18.4 改正・H20.4 改正・H21.4 改正・H29.4 改正・R2.2 改正・R2.6 改正・R3.10 改正・R5.4 改正>

1. 弔慰規約

会員の弔慰を目的として次のとおりに定める。

- ◎対象者 会員（児童の保護者、および学校職員）
児童
- ◎金額 香料 5,000 円と弔電

[備考]

- ①公務による職員の死亡の場合は別に考慮する。
- ②会員の自宅火災の場合は、その程度により見舞金を贈る。
- ③見舞・弔電のいかんを問わず、一切返礼はしないものとする。
- ④その他明文なき事項については、総務会の承認を必要とする。ただし、急を要する場合は役員判断に委ね、総務会において事後報告する。

2. 旅費規約

PTA活動推進のために、出張する会員に対し支給する旅費について次のとおりに定める。

- (1) 交通費は目的地までの最短距離の電車・バス料金に見合うものとする。
- (2) 出張先の行事が昼食時間にかかった場合は、食事代を支払うものとする。
- (3) PTA協議会主催行事等で多数の会員が参加する場合は、関係部の担当者が総務会に諮り、参加者の旅費支給額を決めるものとする。
- (4) 出張は、事前に関係部の担当者の承認を得、事後の旅費請求は、関係部の担当者の名において行うものとする。
- (5) 宿泊出張の必要が生じた場合は、総務会に諮り宿泊費・交通費・および食事代の支給額を決めるものとする。
- (6) その他明文なき事項については、総務会の承認を必要とする。

<S39.3 制定・S52.3 制定・H3.4 改正・H4.4 改正・H5.4 改正・H8.4 改正・H13.4 改正・R2.2 改正・R5.4 改正>

西宮市立上ヶ原小学校PTA 個人情報取扱規約

第1条（目的）

西宮市立上ヶ原小学校PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員・委員名簿、会員名簿、行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

第2条（責務）

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（管理者）

本会における個人情報データベースの管理者は、役員とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・委員およびサークル担当者とする。

第5条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者および取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条（収集方法）

本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条（利用）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （1）PTA会費の管理業務
- （2）文書の送付
- （3）役員・委員・会計監査・会員・登校班等の名簿の作成
- （4）役員および委員等の選出
- （5）広報誌、会報誌、本校ホームページへの掲載

第8条（利用目的による制限）

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条（管理）

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条（保管および持ち出し等）

個人情報データベースを電子機器等で保管する場合や持ち出す場合は、適切に管理するものとする。

第11条（第三者提供の制限）

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条（情報の開示等）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第13条（漏えい時等の対応）

会員は、個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第14条（取扱いの周知）

本会は役員・委員およびサークル担当者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について周知するものとする。

第15条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第16条（改正）

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、総務会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規約を改定した場合は、会員へ周知するものとする。

附則（令和2年2月5日改正）

本規約は、令和2年2月5日より施行する。

附 則（令和5年4月28日改正）

本規約は、令和5年4月28日より施行する。

<H31.4 制定・R2.2 改正・R5.4 改正>